

信用取引規定 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
(取引の種類) 第3条 1. お客様が信用取引を行える商品及び取引の種類は、当社が定めるものとします。 2. 当社が提供する信用取引の種類は、制度信用取引のみとします。	(取引の種類) 第3条 お客様が信用取引を行える商品及び取引の種類は、当社が定めるものとします。 <u>削 除</u>
(取扱数量) 第4条 お客様が信用取引により有価証券の買付又は売付の取引注文を行える数量は、当社が定めるものとします。	(<u>信用取引による</u>取扱数量) 第4条 (現行どおり)
(委託保証金の状況の確認) 第12条 1. お客様は、建株がある場合には、日々、当社が提供するアプリ等のご利用により、ご自身で委託保証金不足の発生等の状況を確認するものとします。 2. お客様が前項に規定する委託保証金の状況の確認を怠ったことにより生じたお客様の損害について、当社は一切の責めを負わないものとします。	(委託保証金の状況の確認) 第12条 1. お客様は、建株がある場合には、日々、当社が提供するアプリおよび <u>Web サービス</u>のご利用により、ご自身で委託保証金不足の発生等の状況を確認するものとします。 (現行どおり)
(返済期日) 第13条 1. お客様が信用取引を行う場合、建株については必ず所定の返済期日の前営業日までに 反対売買又は現引もしくは現渡（以下、「反対売買等」といいます。）を行うものとします。 2. お客様の建株の銘柄につき、上場廃止・株式併合・合併・株式交換・株式	(返済期日) 第13条 (現行どおり) 2. お客様の建株の銘柄につき、上場廃止・株式併合・合併・株式交換・株式

現行	改正
移転等が行われる場合、証券金融会社が定める返済期日を当社が定める期日に変更できるものとします。また、この場合お客様は、当社の指定する返済期日の前営業日までに反対売買等を行うものとします。 3. お客様が次の各号の事由のいずれかに該当していることが判明した場合、当社は、返済期日を当社が定める日に変更できるものとします。また、この場合お客様は、当社の指定する返済期日の前営業日までに反対売買等を行うものとします。 (1) お客様が意思能力を失い又は著しく低下させ回復の見込みがない等、取引の継続が困難であると当社が認めた場合 (2) 当社よりお客様に対して連絡が取れない状況が続く等、当社の信用取引管理の観点から問題が生じるものと当社が判断した場合 4. 前各項で定める所定の期日までにお客様が反対売買等を行わなかった場合は、当社は返済期日当日に、お客様に通知することなく、当社の任意でお客様の計算において当該建株の反対売買等が行えるものとします。返済期日当日に反対売買等を行うことができなかった場合には、当社は翌営業日以降において速やかに反対売買等を行うものとします。 5. 前項の反対売買等を行った結果、損失が発生し、且つ不足金が発生した場合には、お客様は当社に対して遅滞なくその額に相当する金銭を入金するものとします。 6. お客様が前項の金銭を入金しない場合、不足金発生日の翌営業日以降に当社はお客様 の保証金代用証券をお客様の計算により任意に処分し、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。 (保証金代用証券の売却手順) 第 15 条	移転等が行われる場合、<u>制度信用取引においては、証券金融会社が定める返済期日を当社が定める期日に変更できるものとし、一般信用取引においては当社が定める期日を返済期限に変更できるものとします。</u>また、この場合お客様は、当社の指定する返済期日の前営業日までに反対売買等を行うものとします。 (現行どおり) (現行どおり) (現行どおり) (現行どおり) (現行どおり) (現行どおり) (保証金代用証券の売却手順) 第 15 条

現行	改正
1. 本規定の条項に基づいて、当社がお客様の保証金代用証券又はそれ以外のお客様口座の有価証券の売却を行う場合には、以下の手順に沿って行います。 (1) 現金保証金を充当します。 (2) 第1号の結果、更に不足する場合は、保証金代用証券のうち株式等を売却します。なお、売却の優先順位については、最も評価額の小さい銘柄から順に、当該不足額を超えるまで、売買単位株数の整数倍を成行により売却します。また、売却する銘柄及び数量の選定は、期限とする日の最終売買価格をもって行うこととします。 (3) 第2号の結果、更に不足する場合は投資信託を売却します。なお、売却順位は第2号に規定する手順に従うこととします。 (4) 第3号の結果、更に不足が発生する場合は、それ以外の有価証券を第2号に規定する売却手順に従い、売却するものとします。なお、更に不足する場合には遅滞なくその不足額に相当する金銭を入金するものとします。 2. お客様が債務を履行しない場合、当社は金融商品取引所の定める率による遅延損害金を申し受けることができるものとします。	(現行どおり) (現行どおり) (2) 第1号の結果、更に不足する場合は、保証金代用証券のうち株式等を売却します。なお、売却の優先順位については、最も評価額の小さい銘柄から順に、当該不足額を超えるまで、<u>当社の定める方法</u>により売却します。また、売却する銘柄及び数量の選定は、期限とする日の最終売買価格をもって行うこととします。 (現行どおり) (現行どおり) (現行どおり)
(株式分割等の権利処理) 第23条 1. お客様の建株の銘柄につき、株式分割・株式無償割当・募集株式の割当・会社分割等により、新株式等の割当又は新株予約権等の割当を受けることとなった場合、買建しているお客様は、これらを引受けることはできないものとし、当社は、次の各号に掲げる方法により処理するものとします。 (1) お客様の建株の銘柄につき、株式分割・株式無償割当・募集株式の割当・会社分割等により、新株の割当を受けることとなった場合、当社は、権利処理価格を当初の建単価より差し引くこと（以下、「代金決済」といいます。）で処理することとします。なお権利処理価格は、金融商品取引所が定めるもの	(株式分割等の権利処理) 第23条 1. お客様の建株の銘柄につき、株式分割・株式無償割当・募集株式の割当・会社分割等により、新株式等の割当又は新株予約権等の割当を受けることとなった場合、買建しているお客様は、<u>制度信用取引、一般信用取引にかかわらず</u>、これらを引受けることはできないものとし、当社は、次の各号に掲げる方法により処理するものとします。 (1) お客様の建株の銘柄につき、株式分割・株式無償割当・募集株式の割当・会社分割等により、新株の割当を受けることとなった場合、<u>制度信用取引、一般信用取引にかかわらず</u>、当社は、権利処理価格を当初の建単価より差し引くこと（以下、「代金決済」といいます。）で処理することとします。なお

現行	改正
を使用するものとします。 （２）前号の規定にかかわらず、お客様の建株の銘柄につき、株式分割、株式無償割当により、金融商品取引所が定める売買単位の整数倍の新株の割当を受けることとなった場合、当社は、株式分割の分割比率・株式無償割当の割当比率に応じて、建株数を増加させ建単価を減額することで、処理するものとします。 （３）お客様の建株の銘柄につき、新株予約権の割当がなされた場合等において、当社は、代金決済で処理することとします。なお、権利処理価格は、金融商品取引所が定めるものを使用するものとします。 （４）前各号の規定にかかわらず、お客様の建株の銘柄につき、制度信用取引では、金融商品取引所が付与された権利の内容につき権利の処理を行うことが適当でないと定めた場合は、権利の処理を行わないものとします。 （５）前号の規定により、権利の処理を行わない場合、当社は発生する権利を原則として放棄し、権利処理や建単価の修正を行わないものとします。 ２．お客様の建株の銘柄につき、上場廃止・株式併合・合併・株式交換・株式移転等が行われ、且つ、当社が第 13 条第 2 項に定める返済期日の変更を行わなかった場合、当社は建株を継続させるため、建数量を制限することができるものとします。 ３．お客様の建株の銘柄につき、本条に定めのない株主権が発生した場合は、当社は、誠実にこれを処理するものとします。 （本サービスの利用制限） 第 27 条	権利処理価格は、<u>制度信用取引においては金融商品取引所が定めるものを、一般信用取引においては当社が定めるものを使用するものとします。</u> （２）前号の規定にかかわらず、お客様の建株の銘柄につき、株式分割、株式無償割当により、金融商品取引所が定める売買単位の整数倍の新株の割当を受けることとなった場合、<u>制度信用取引、一般信用取引にかかわらず</u>、当社は、株式分割の分割比率・株式無償割当の割当比率に応じて、建株数を増加させ建単価を減額することで、処理するものとします。 （３）お客様の建株の銘柄につき、新株予約権の割当がなされた場合等において、<u>制度信用取引、一般信用取引にかかわらず</u>、当社は、代金決済で処理することとします。なお、権利処理価格は、<u>制度信用取引においては金融商品取引所が定めるものを、一般信用取引においては当社が定めるものを使用するものとします。</u> （４）前各号の規定にかかわらず、お客様の建株の銘柄につき、制度信用取引では金融商品取引所が、<u>一般信用取引では当社が</u>、付与された権利の内容につき権利の処理を行うことが適当でないと定めた場合は、権利の処理を行わないものとします。 （現行どおり） （現行どおり） （現行どおり） （本サービスの利用制限） 第 27 条

現行	改正
1. 当社は、お客様のお取引状況、資産状況、意思能力の状況等を勘案の上、お客様が信用取引を行うことが不適当と判断した場合には、当社の判断によりお客様の同取引にかかるサービスの利用を制限することができるものとします。 2. 当社は、お客様が75歳となった日以降、原則として新規建の注文を制限することができるものとします。 (新設) (新設) (規定の変更) <u>第31条</u> この規定は、法令等の変更、監督官庁の指示又は日本証券業協会が定める諸規則の変更等その他必要と認められる場合、民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに総合取引約款第11条の通知方法にてご通知します。 (他の約款の適用) <u>第32条</u> この規定に定めのない事項については、総合取引約款等により取り扱います。	(現行どおり) (現行どおり) <u>3. 前項の規定にかかわらず、信用取引の受託を制限することが必要であると当社が判断した場合には、当社の判断によりお客様の同取引にかかるサービスの全部もしくは一部の利用を制限することができるものとします。</u> <u>(準拠法・合意管轄)</u> <u>第31条</u> <u>この規定に関する準拠法は日本法とします。この規定に関しお客様と当社の間で生ずるすべての訴訟について、東京地方裁判所を専属的第一審裁判所とします。</u> (規定の変更) <u>第32条</u> (現行どおり) (他の約款の適用) <u>第33条</u> (現行どおり)

現行	改正
附則 この規定は、2023 年 1 月 10 日より適用されます。	附則 この規定は、 <u>2025 年 1 月 17 日</u> より適用されます。